

# 土木工事標準積算基準書 ＜建設局運用＞及び（参考資料）

令和 7 年度

（令和 8 年 4 月追加版）

京 都 市 建 設 局

◎ 本資料は、「公表図書 土木工事標準積算基準書＜建設局運用＞及び（参考資料） 令和7年度」の一部を改定するため、改定後の追加項目を添付するものである。

◎ 本書は、基準適用年月を2026年5月（令和8年5月）とする設計図書から適用する。

ただし、令和8年4月1日以降に入札公告（随意契約では見積合わせ通知）する工事の内、基準適用年月を2026年4月（令和8年4月）以前とする工事については、本書による設計変更の対象とすることができる。

# 土木工事標準積算基準書〈建設局運用〉

## 2. 共通編

### 第 I 編 総則

#### 第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当

##### ① 一般管理費等

#### 4. 一般管理費等率の補正

## 2. 共通編

### ○第 I 編 総則 第 3 章 一般管理費等及び消費税相当額 ①一般管理費等

#### 4. 一般管理費等率の補正

#### 4. 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。
- 1) 前払金支出割合の相違による取扱い  
前払金支出割合に関わらず補正は行わない。
  - 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い  
別表第 2 の補正值を加算したものを一般管理費等とする。
- (2) 支給品等の取扱い  
資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
- (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について  
自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

#### 別表第 1

#### 一 般 管 理 費 等 率

##### (1) 一般管理費等率一覧表

工 事 原 価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

##### (2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343 \quad (\%)$$

ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率 (%)

$C_p$ ：工事原価 (円)

(注) 1.  $G_p$  の値は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。

2. 対象とする工事原価については、「第 2 章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(二)」及び「第 2 章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

#### <一部削除>

#### 別表第 2

#### 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保 証 の 方 法	補正值 (%)
ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第 4 条を採用する場合）。	0.04
ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合。	補正しない

#### (注) <一部削除>

契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

# 土木工事標準積算基準書〈建設局運用〉

## 2. 共通編

### 第 I 編 総則

#### 第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

##### ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

##### 3. 積算方法

## 2. 共通編

### ○第 I 編 総則 第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

#### ①土木請負工事における現場環境改善費の積算 3. 積算方法

#### 3. 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%，小数第 3 位四捨五入 2 位止め）

P<sub>i</sub>：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。

α：積上げ計上分（単位 円，1000 円未満切り捨て）

対象額：P <sub>i</sub>		現場環境改善費率：i (%)	
		大都市（1），（2） 市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5 億円を超える場合	<u>1.38</u>	<u>0.57</u>

ロ. 率に計上されるものは、別表－1 の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつの合計 4 つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、（2）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、（1）イ. の算出式により算出される現場環境改善費の 100% を上限とする。なお、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。

(3) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P<sub>i</sub>）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

[別表-1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	<u>1. 昇降設備の充実</u> <u>2. 環境対策の充実</u> <u>3. ICT設備の充実</u> <u>4. 作業負荷の低減</u>
現場環境改善 （営繕関係）	<u>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）</u> <u>2. 労働者宿舎の充実</u> <u>3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む）</u> <u>4. 衛生設備・厚生施設の充実</u>
現場環境改善 （安全関係）	<u>1. 工事標識・照明等安全施設の充実</u> <u>2. 盗難防止対策</u> <u>3. 健康関連施設の充実</u> <u>4. 野生生物・害虫対策</u>
地域連携	<u>1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）</u> <u>2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）</u> <u>3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）</u> <u>4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</u>

(4) 現場環境改善費入力基準表

施工歩掛コード	施工単位	式
J 1 条件	大都市（1）、（2）又は市街地の場合は〔1〕を入力し、それ以外の場合は〔0〕を入力する。	
数 量	1	

(I-9-①-1~2)